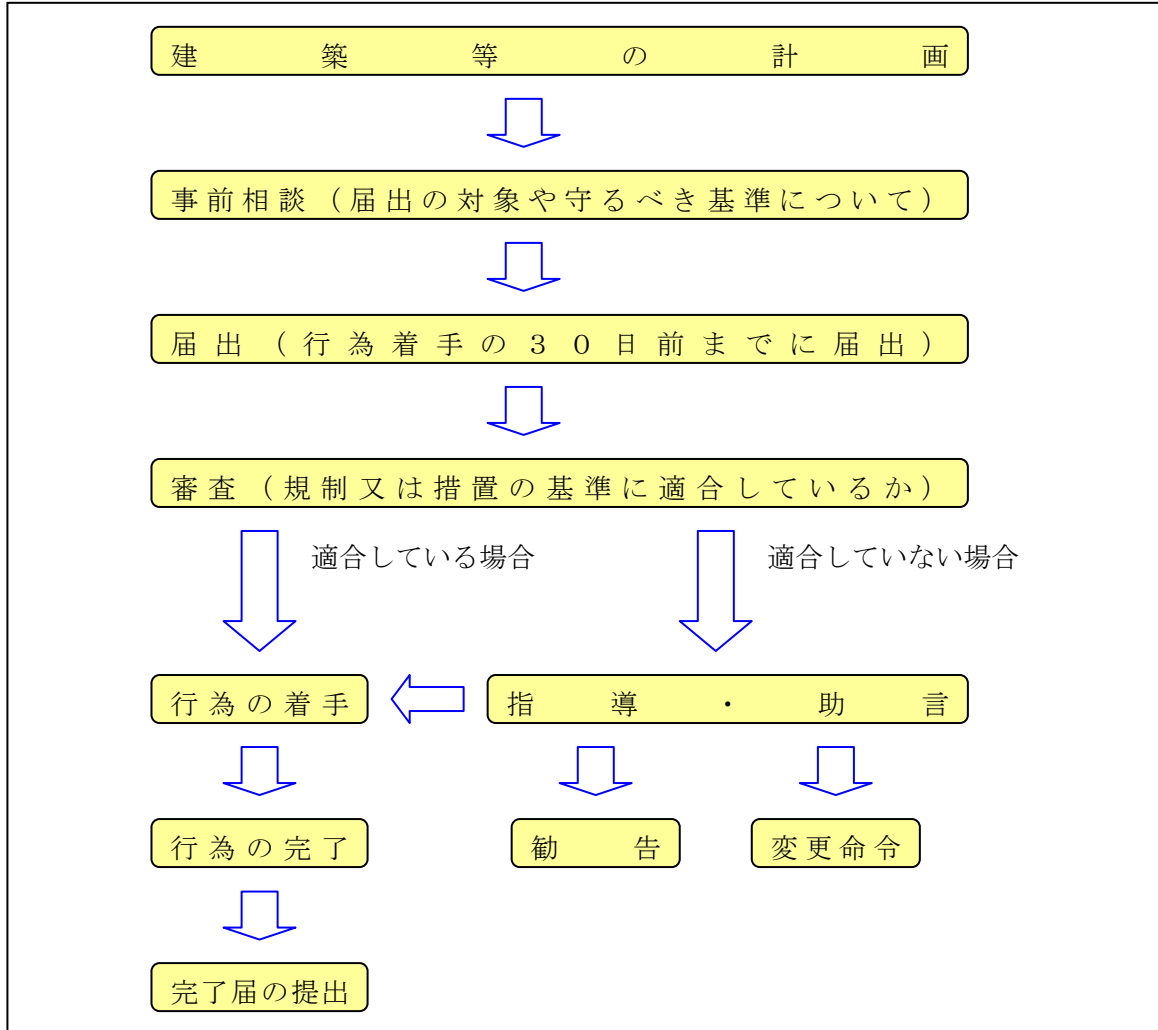


## 届出の流れ

手続の大まかな流れは次のとおりです。これを参考に届出手続をお願いします。



- 注) ※ 原則、届出の受付日から30日間は、工事が着手できません。
- ※ 変更命令に違反した場合、又は、届出をしない場合には、景観法に基づく罰則が適用されることがあります。
- ※ 勧告に従わなかった場合には、那須塩原市景観条例に基づく、氏名等を公表する場合があります。